

BITTE®-Urine 利用規約

カーブジェン株式会社(以下「当社」といいます。)は、「BITTE®-Urine」(以下「本サービス」といいます。)に関して、次の通り規約(以下「本規約」といいます。)を定めます。

第1条(本サービスについて)

1. 本サービスにおいて契約者及び利用者が利用する画像その他の各種データは、個人の重要なプライバシーにかかわる情報である場合があります。契約者及び利用者は、各種データに関する個人のプライバシーに十分配慮し、あらかじめ個人を特定できない形式に加工した各種データを用いて、本サービスを利用するものとします。
2. 本サービスにより利用するソフトウェアは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機器等法」といいます。)上の医療機器に該当するものが含まれており、契約者は医薬品医療機器等法で規定された添付文書の内容を当社が指定する手続きに基づき確認し、本サービスを利用するものとします。
3. 本サービスは、日本国内で利用するものとします。

第2条(規約の適用)

1. 本規約は、本サービスの利用に関し、本規約第4条(定義)に定義する契約者に適用されるものとします。
2. 当社は、今後提供する本サービスについて、サービス毎に当社が直接個別の特約(本規約の特約であることを、当該特約内で明示したものをいいます。以下、同様とします。)を定める場合があります。当該特約は本規約の一部を構成します。本規約と当該特約が異なる場合には、当該特約が優先するものとします。
3. 本規約とは別に、再販パートナーが再販契約者と締結した契約の内容が本規約に抵触する場合には、本規約の内容が優先して適用されるものとします。ただし、当社が承諾した特約については、本規約に優先して適用されるものとします。
4. 本規約とは別に、当社が契約者と締結した共同研究開発契約その他の契約が存在する場合であっても、本サービスの利用に関しては本規約の内容が優先して適用されるものとします。

第3条(規約の変更)

当社は、契約者の利益に適合する場合又は相当の事由があると認められる場合には、本規約を変更することができるものとします。この場合、当社は、効力発生日を定め、効力発生日までに、当社のウェブサイトまたは当社により提供されたプラットフォームへの掲載若しくは第20条(契約者への通知)に規定する方法により次の事項を周知するものとします。

- (1) 本規約を変更する旨
- (2) 変更後の本規約の内容
- (3) 効力発生日

第4条(定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 契約者 直接契約者及び再販契約者の総称
- (2) 直接契約者 本サービスの利用申し込みを行い、当社と直接利用契約を締結した者
- (3) 再販契約者 当社と利用契約を結ばず、再販パートナーとの間で本サービスの利用契約を結んだ者
- (4) 再販パートナー 当社より再販を許可された者(契約時に指定した会社名・団体名として登録された法人)。なお、再販パートナーが本サービスの再販を行う場合、当社から書面(電子的形式を含みます。)にて事前の審査・承認を受けなければならないものとします。
- (5) 利用契約 当社から本サービスの提供を受けるための契約
- (6) 利用管理者 契約者の組織における本サービス利用にあたり、代表者・管理者となる利用者
- (7) 利用者 当社により提供されたプラットフォームにて本サービスを利用する者

- (8) ログイン名 契約者が本サービスを利用するための ID
- (9) 利用料金 月額及び年間使用料金、初期設定料金、及び、その他の利用料金
- (10) 利用プラン 当社ウェブサイトに記載された利用プラン

第 5 条 (利用契約の申し込み)

1. 本サービスは、契約者及び利用者のみが利用することができるものとします。
2. 本サービスの利用を希望する場合、本規約の内容を確認し、同意した上で、当社所定のサービス利用申込書(以下「利用申込書」といいます。)に必要事項を入力し、当社に申し込むものとします。
3. 当社は、利用申込書の受領後、速やかに申し込みの審査を行う。当社が申し込みを承諾した場合は、当社から契約者及び利用者に対しユーザー登録ができる旨の通知(以下「ユーザー登録通知」といいます。)をするものとし、当該通知を行った時点で、契約者は本規約について同意したものと利用契約が成立します。

第 6 条 (利用契約期間)

1. 本サービスの利用契約期間は、次のとおりとします。
 - ・ 利用契約期間開始日：前条第 3 項に規定するユーザー登録通知を当社が行った日を利用契約期間開始日とします。
 - ・ 利用契約期間終了日：利用契約期間開始日より 1 年間とします。
 - ・ 契約者が利用契約を解約する場合は、第 10 条(契約者が行う契約の解約)に従うものとします。
 - ・ 当社が、相手方に対し、利用契約の解約を望む旨を通知しない限り、利用契約期間は自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。
2. 利用契約期間終了日の 30 日前までに、直接契約者又は当社が、相手方に対し、利用契約の解約を望む旨を通知しない限り、利用契約期間は自動的に利用申込書に記載された契約期間が延長されるものとし、以後も同様とします。
3. 再販契約者が本サービスの利用契約期間の変更を行う場合、再販契約者は、再販パートナーが別途定める方法で、再販パートナーに申し込みを行うものとします。

第 7 条 (利用契約の変更)

1. 契約者が利用契約又は本サービスのプランの変更を行う場合は、次のいずれかとします。
 - ・ 契約者は、当社所定のサービス変更申込書(以下「変更申込書」といいます。)に必要事項を記入し、当社に申し込むものとします。
 - ・ 再販契約者は、再販パートナーが別途定める方法で、再販パートナーに利用契約又は本サービスのプランの変更を申し込むものとします。
2. 本サービスのプランの変更に伴う変更後の契約内容の適用は、変更申込書の受領後、速やかに変更の審査を行う。当社が変更を承諾した場合は、当社から契約者及び利用者に対し変更ができる旨の通知(以下「変更通知」といいます。)をするものとし、当該通知を行った時点で、契約者は本規約について同意したものと契約後の利用契約が成立します。当該契約が成立した日を適用日とし、本サービスのプランを変更するにあたって金額が変更となる場合には、新しい契約内容の適用日から変更後の金額が適用されるものとします。但し、当社又は再販パートナーが契約者の申し込みを承諾しなかった場合は、引き続き従前の契約内容が適用されるものとします。

第 8 条 (アカウント管理)

ログイン名及びパスワードの管理は、不正に利用されないよう、契約者の利用管理者の責任で厳重に管理するものとします。管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は契約者が負うものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

第 9 条 (権利の譲渡等)

1. 契約者は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡し、又は承継させることはできません。
2. 当社は、本サービスに係る事業並びに本規約及び利用契約に係る当社の契約上の地位を、当社の関係会社又は第三者に対して譲渡又は承継する場合があります。この場合、当社はかかる契約上の地位の譲

渡・承継について、会社法その他の法令に従い適切に処理するものとします。

第 10 条(契約者が行う契約の解約)

1. 契約者が、利用契約期間中に利用契約を解約する場合は、解約日の 30 日前までに、その旨を当社又は再販パートナーに通知しなければならないものとします。この場合、利用契約の解約日は、当社が通知を受領した日より 30 日を経過した日の属する月の末日とします。なお、再販契約者が利用契約期間内に利用契約を解約する場合、再販契約者は当社又は再販パートナーに対して、第 16 条(違約金)に定める違約金を支払うものとします。

2. 本条第 1 項及び第 2 項により利用契約が解約される場合、その利用中に係る契約者の一切の債務は、利用契約の解約があった後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

第 11 条(契約者に対するサービス提供の停止)

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 第 19 条(禁止事項)に記載される行為を行った場合
- (2) 支払期日を経過してもなお利用料金を支払わなかった場合
- (3) 本規約に違反した場合
- (4) その他、当社が不適当と判断する行為を行った場合

2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、契約者に対し、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を通知します。但し、緊急又はやむを得ない場合は、この限りではありません。

3. 当社は、本条第 1 項による本サービスの利用の停止について、契約者に対し一切の責任を負わないものとします。

第 12 条(当社が行う契約の解約)

1. 契約者が次の各号の一に該当する場合、当社は、事前に催告することなく、直ちに契約者との利用契約を解約することができるものとします。

- (1) 第 19 条(禁止事項)の行為を行った場合
- (2) 医師または医療機関ではないことが判明した場合（但し、事前に当社が承諾した場合はこの限りではない）
- (3) 当社への申告、届出内容に虚偽があった場合
- (4) 第 11 条(契約者に対するサービス提供の停止)の規定により本サービスの利用停止をされた契約者が、利用停止後 14 日間を経過しても、その事実を解消しない場合
- (5) 契約者が法人の場合で次の各号に該当する場合
 - (ア) 実際に事務所等が存在せず、業務が停止していると認められるとき
 - (イ) 監督庁より営業の取り消し、又は停止等の処分を受けたとき
 - (ウ) 手形・小切手が不渡りになったとき
 - (エ) 破産、民事再生又は会社更生法の申し立てがあったとき
 - (オ) 財産状況が悪化し、又はその恐れが認められる相当の理由があるとき
 - (カ) 解散又は事業が廃止になったとき
- (6) その他、契約者として不適切と当社が判断した場合

2. 前項の規定により利用契約が解約された場合、契約者は、その利用中に係る一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、契約者は当社又は再販パートナーに対して、第 16 条(違約金)に定める違約金を支払うものとします。なお、契約者は、既に支払った利用料金の一切についての払戻しを請求できないものとします。

第 13 条(サービス提供の一時停止)

1. 当社は、次の場合には、本サービスの提供を一時停止することがあります。

- (1) 当社のシステム保守を定期的に又は緊急に行う場合
- (2) 当社の本サービス用設備の保守上又は工事上やむを得ない場合
- (3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合

- (4) 当社が設置する電気通信設備の障害、本サービスの提供に当たり当社が利用する第三者のサービス（Amazon Web Service や Google Cloud Platform 等のクラウドサービスを含みますが、これらに限られません。）の障害その他やむを得ない事由が生じた場合
 - (5) 当社への事前通知なく、契約者のマーケティング施策等により、アクセスが集中するような現象が生じた場合
 - (6) 当社が本サービスの運用の全部又は一部を停止することが望ましいと判断した場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその旨を契約者及び再販パートナーに通知します。但し、緊急又はやむを得ない場合は、この限りではありません。
 3. 当社は本条第 1 項に基づく本サービスの提供の停止によって生じた契約者、第三者の損害につき一切責任を負いません。

第 14 条(利用料金)

1. 契約者は、本サービスの利用において利用申込書に記載された料金又は別途当社のウェブサイト等に表示する料金を当社又は再販パートナーに支払うものとします。
2. 契約者は、定められた初期費用を、利用申込書に記載される期日までに、当社指定の方法で支払うものとします。
3. 利用料金が月額支払の場合、契約者は次のとおり月額利用料金を支払うものとします。
 - (1) 月額利用料金は、第 6 条(利用契約期間)に定める利用契約期間開始日から発生するものとします。
 - (2) 月額利用料金の金額は、利用申込書または当社のウェブサイトに記載された内容に従うものとします。但し、当社は、利用申込書に定められた事由又は当社の判断により利用料金を改定する場合があります。この場合、当社は第 20 条(契約者への通知)に基づき通知し、これを以って新料金が適用されるものとします。
 - (3) 契約者は、定められた月額利用料金の当月分を利用申込書または当社のウェブサイトに記載された決済条件にて、当社指定の方法で支払うものとします。
4. 利用料金が都度課金の場合、契約者は次のとおり利用料金を支払うものとします。
 - (1) 利用料金は、契約者が本サービスを利用するたびに発生するものとします。
 - (2) 利用料金の金額は、利用申込書または当社のウェブサイトに記載された内容に従うものとします。
 - (3) 契約者は、定められた利用料金の当月分を利用申込書または当社のウェブサイトに記載された決済条件にて、当社指定の方法で支払うものとします。

第 15 条(利用料金の計算方法と支払い)

1. 当社は、契約者に対し、利用申込書または当社のウェブサイトに基づいた利用料金を当社が定める書面(以下「請求書」といいます。)にて請求します。当社は、請求書を電子的に提供するものとし、その旨をあらかじめ当社に通知されたメールアドレスに対して通知するものとします。
2. 直接契約者は、当社が指定する方法で、利用料金を支払うものとします。
3. 再販契約者は、再販パートナーが別途定める方法にて、利用料金を再販パートナーに支払うものとします。

第 16 条(違約金)

契約者が、利用申込書の提出後、当社及び再販パートナーの責に帰すことができない事由により利用の申し込みの撤回又は利用契約を解除・解約した場合、契約者は、これに起因して当社又は再販パートナーに生じた損害を補償するものとします。

第 17 条(延滞利息)

1. 契約者は、本サービスの利用料金(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお当社又は再販パートナーに対して支払わない場合には、支払期日の翌日から起算して支払の日の前日までの日数について、未払金額に年 14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が指定する期日までに支払うこととします。なお、再販パートナーとの間で別途定める利用契約を締結した再販契約者の場合で、当該内容の記載がある場合は、再販パートナーとの当該内容が優先して適用されるものとします。
2. 当社は、前項の計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合はその端数を四捨五入するものとします。

第 18 条(契約者の責任)

1. 契約者は、本規約、本規約とは別に定める特約及びその他当社が随時通知する内容に従い、本サービスを利用するものとします。
2. 契約者は、当社により提供されるプラットフォームにおいて、利用者が第 19 条(禁止事項)に定める禁止事項を行わないよう管理する責任を負うものとします。利用者が禁止行為を行った場合、契約者がその責任を負うものとします。
3. 契約者は、本サービスの利用にあたり個人情報の保護に関する法律を遵守するものとします。特に、契約者及び利用者が個人情報を本サービスに入力する行為は、当社に対する個人情報の第三者提供に当たる場合があることを踏まえ、匿名加工情報への処理等、個人を識別することができないよう必要な手続き及び処理を行ったうえで行うものとします。
4. 契約者は、本サービスを利用して情報(コンテンツ)を提供する場合、自らの責任でこれを提供するものとし、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。
5. 本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者又は第三者に対して損害を与えた場合、若しくは、契約者と他の契約者又は第三者と紛争が生じた場合、当該契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何等の迷惑又は損害を与えないものとします。

第 19 条(禁止事項)

契約者は、本サービスの利用に当たって次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) 他の契約者、第三者若しくは当社の知的財産権、その他の権利を侵害する行為、また侵害するおそれのある行為
- (2) 他の契約者、第三者若しくは当社の財産若しくはプライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他の契約者、第三者若しくは当社に不利益若しくは損害を与える行為、又はそれらのおそれのある行為
- (4) 公序良俗に反する行為若しくはその恐れのある行為、又は公序良俗に反する情報を他の契約者若しくは第三者に提供する行為
- (5) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為、又はそのおそれのある行為
- (6) 事実と反する、又はそのおそれのある情報を提供する行為
- (7) 本サービスを第三者に提供もしくは販売する行為
- (8) 本サービスの運営を妨げる行為
- (9) 本サービスの信用を失墜させる行為
- (10) ログイン名及びパスワードを不正に使用する行為
- (11) コンピューターウイルス等有害なプログラムを、本サービスを通じて、又は本サービスに関連して使用、若しくは提供する行為
- (12) 個人情報の保護に関する法律その他の法令に定められた手続を行わずに本サービスを利用する行為
- (13) 上記に定める他の法令に違反する、又は違反するおそれのある行為
- (14) 本サービスを日本国内以外で利用する行為
- (15) 本サービス及び関連する情報を日本国外へ持ち出す行為
- (16) その他、当社が不適切と判断する行為

第 20 条(契約者への通知)

1. 当社は、次の各号に定める事由が生じた場合、変更を実施する 30 日前までに、その旨を契約者及び再販パートナーに電子メールにて通知し、その通知をもって契約者に通知したものとみなします。
 - (1) 本規約の変更
 - (2) 特約の制定及び変更
 - (3) 利用料金の変更
 - (4) その他の本サービスの内容又は提供条件の変更
2. 当社から契約者への通知は、前項に基づき当社より送信される電子メールが契約者の指定する電子メ

ールアドレスのメールサーバーに記録された時点で効力を生じるものとします。

第 21 条(サービスの終了)

当社は、理由の如何を問わず、当社ウェブサイト又は本サービス内において 90 日前までに予告を行うことにより、本サービスの提供を終了することができるものとします。

第 22 条(設備等の準備)

契約者は、通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器の準備及び回線利用契約の締結、インターネット接続サービスへの加入、その他、本サービスを利用するために必要な準備を、自己の費用と責任において行うものとします。

第 23 条(情報の削除)

1. 当社は、契約者が本サービスに登録した情報等が、次の各号に該当すると判断した場合、あらかじめ事前通知するとともに、当該情報を削除することができるものとします。

- (1) 第 19 条(禁止事項)の各号の禁止行為を行った場合
- (2) 本サービスの保守管理上必要であると当社が判断した場合
- (3) その他、当社が削除の必要があると判断した場合

2. 前項の規定にかかわらず、当社は、情報等の削除義務を負うものではありません。

3. 当社は、本条の規定に従い情報等を削除したこと、又は情報等を削除しなかったことにより契約者又は第三者に発生した損害について一切責任を負いません。

第 24 条(不保証)

1. 当社は本サービスの内容、及び契約者又は利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行わないものとします。

2. 本サービスの提供、遅滞、変更、中止若しくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流出若しくは消失等、又はその他本サービスに関連して発生した契約者の損害について、当社は本規約にて明示的に定める以外一切責任を負わないものとします。

第 25 条(セキュリティの確保)

1. 当社は、当社サービス環境の安全を確保するために、本サービス環境に当社所定のセキュリティ防護措置を講じるものとします。なお、当社は、当社サービス環境への不正なアクセス又は本サービスの不正な利用を完全に防止することを何ら保証するものではありません。

2. 当社は、本サービスの提供のために設置する当社設備等に対して、又は、これを利用して不正侵入を試みる通信、当社設備等の破壊を試みる通信及び本サービスの利用不能等を試みる通信等(以下、総称して「攻撃的通信」といいます。)を検知するため、当社設備に侵入検知システム等(以下「IDS」といいます。)を設置する場合があります。当社は、IDSにより、当社設備等に対して又はこれを利用してなされる通信が、攻撃的通信であるか否かを判断するため、本サービスと外部との通信の内容を確認することがあります。契約者は、IDSにより、当社が当該通信の内容が確認されることがあることを、あらかじめ了解するものとします。

第 26 条(権利の帰属)

1. 契約者及び利用者が本サービスの利用を通じた入力・アップロード等により提供された各種データ等は、当社に提供されたものとみなします。当社が本サービスで利用するサーバ内に蓄積された各種データについて、当社はサービスの改良・拡張及び新規サービスの開発等のために利用できるものとし、また事前通知したシステム連携先に提供できるものとします。

2. 本サービスが契約者の保有・管理するサーバ内に構築される場合であっても、当社は、契約者及び利用者が本サービスの利用を通じた入力・アップロード等された各種データについて、当該サーバ内においてサービスの改良・拡張及び新規サービスの開発等のために利用できるものとします。この場合、当社は、契約者及び利用者が入力した各種データを第三者に提供することはありません。なお、当該各種データを統計解析した結果についてはこの限りではありません。

3. 前2項に基づくサービスの改良・拡張及び新規サービスの開発等により生じた学習済みモデルその他の成果物及びこれに関する知的財産権その他の一切の権利は当社に帰属するものとし、当社は、これらを提供、販売、使用許諾その他の方法により使用することができるものとし、
4. 当社が本サービスにおいて提供するソフトウェア及びコンテンツ、並びに、本サービスにおいて利用するサーバ内で学習や仕分けにより生成されたエンジン(データ等も含みます。)の著作権、特許権・実用新案権等の産業財産権を受ける権利、所有権その他一切の権利は当社に帰属し、利用者はそれらについて本サービスにおいてのみ利用可能であるものとし、また、契約者は、それらを複製、翻案、公衆送信(送信可能化を含みます。)、改造、逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング等することはできないものとし、

第27条(責任)

1. 当社の責に帰すべき事由により契約者が本サービスを全く利用できない(当社の設備の障害により契約者が本サービスを全く利用できない場合をいい、本規約第13条(サービス提供の一時停止)の定めに従って本サービスの提供を停止する場合を含みません。以下「利用不能」といいます。)ために契約者に損害が発生した場合、利用不能となったことを当社が知った時刻から起算して24時間以上利用不能の状態が継続したときに限り、当社は、利用料金の内容に応じて、次のとおり返金に応じるものとし、
 - (1) 月額利用料金の場合 利用不能時間数を24で除した商(小数点以下の端数は切り捨て)に利用不能となった日が属する月の月額利用料金の30分の1を乗じて算出した額
 - (2) 都度課金の場合 利用実績にかかわらず申し受けている利用料金がある場合には、利用不能時間数に応じた額
2. 当社は、本規約に明示的に定める場合を除き、当社の責に帰すべからざる事由から契約者に生じた損害、当社の予見の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害、逸失利益、及び第三者からの損害賠償請求に基づく契約者の損害その他の損害については責任を負わないものとし、
3. 本条第1項の定めにかかわらず、天災、地変、戦争、内乱、疫病その他の不可抗力により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとし、
4. 当社は、事由の如何にかかわらず、契約者が本サービス用設備に格納した情報の消滅及び消滅したことに起因して契約者に損害が生じたとしても、一切責任を負わないものとし、
5. 契約者が本サービスの利用に関連して、当社又は第三者に損害を及ぼした場合、契約者は、当社又は当該第三者に対し、かかる損害を賠償するものとし、但し、契約者の責に帰すべきでない事由による場合を除くものとし、
6. 契約者は、本サービスの利用に関連し、他の契約者又は第三者に対して損害を与えたものとして、他の契約者又は第三者から何らかの請求がなされ、又は訴訟が提起された場合、当該契約者は、自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとし、

第28条(反社会的勢力の排除)

1. 契約者は、当社に対して、次の各号の事項を確約するものとし、
 - (1) 自ら及び利用者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下「反社会勢力」といいます。)ではないこと。
 - (2) 契約者が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。)が反社会勢力ではないこと。
 - (3) 反社会勢力に自己の名義を利用させ、又は反社会勢力の利益に供するために本サービスを利用するものではないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、当社に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為や、偽計又は威力を用いて当社の業務を妨害し又は信用を毀損する行為を行わないこと。
2. 当社は、契約者が前項に違反した場合、当該契約者に何らの通知又は催告なく、当該契約者との利用契約の解除その他本規約に定める措置を講じることができるものとし、
3. 前項の措置に起因又は関連して当該契約者に生じた損害等について、当社は損害賠償、補償、補填その他の責任を負いません。また、当該契約者は、本条第1項に違反したことに起因又は関連して当社に生じた損害等を賠償するものとし、

第 29 条(秘密保持)

1. 本規約において、秘密情報とは、秘密である旨の表示をした書面(電子的形式を含みます。)で開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報及び秘密である旨明示して口頭又はデモンストレーション等により開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報であって、開示後 10 日以内に相手方に書面(電子的形式を含みます。)で秘密である旨を表示された情報をいうものとします。但し、本サービス及び本サービスに付随する業務を通じて、当社が提供したツールや画面、資料は全て秘密情報として取り扱うものとします。
2. 前項にかかわらず、開示の時点で既に公知のもの、開示後秘密情報を受領した当事者(以下「受領者」といいます。)の責によらずして公知となったもの、受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの、開示の時点で受領者が既に保有しているもの、又は、開示された秘密情報によらずして、独自に受領者が開発したものは当該秘密情報に含まれないものとします。
3. 契約者、当社及び再販パートナーは、それぞれ相手方から開示された秘密情報の秘密を保持し、開示、漏洩してはならないものとします。また、契約者、当社及び再販パートナーは、秘密情報の開示のために相手方から受領した資料を善良な管理者の注意をもって保管管理するものとします。
4. 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、契約者、当社及び再販パートナーは、相手方の秘密情報及び秘密資料を当該第三者に開示、提供することができるものとします。
 - (1) 法令により第三者への開示を強制された場合。但し、この場合、受領者は事前に相手方に通知するよう努めるものとし、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求するものとします。
 - (2) 弁護士、公認会計士等法令上守秘義務を負う者に、当該者の業務上必要とされる範囲内で提供する場合
 - (3) 当社が、本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を書面(電子的形式を含みます。)で課して、本サービス及び本サービスに関連するソフトウェア開発等に関する作業の全部又は一部を当該第三者に委託する場合

第 30 条(分離性)

本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

第 31 条(準拠法)

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 32 条(紛争の解決)

1. 本サービスに関連して契約者と当社との間で問題が生じた場合には、契約者と当社で誠意をもって協議し解決するものとします。
2. 協議による解決を図ることができない場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定日：2024 年 11 月 27 日

本規約に関する問い合わせ先：

カーブジェン株式会社 お問い合わせフォーム

https://carbgem.com/product/bitte-urine/#contact_form